

施 工 条 件 の 明 示

事務所名：南房総市

工 事 名 ： 南房総市外房地区自己搬入施設建設工事（外構工事）

路 線 名 ： ー

工 事 箇 所 ： 南房総市千倉町宇田地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	実施工程表を作成し、同施設関連工事の敷地造成工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事と十分調整を図り、工程会議等を実施し共通認識のもと工事を行うこと。1ヶ月毎に工事履行報告書を監督職員に提出し、変更が生じた場合には、速やかに監督職員に報告すること。 同施設関連工事と十分調整の上、施工すること。
用 地 関 係	用地境界と構造物の位置関係を確認把握し、支障がある場合は監督職員と協議すること。工事用地に接する民地に必要以上に立ち入らないこと。工事施工上必要となる場合は、関係地権者と立会・協議の上、立ち入りの同意を得ること。
公 害 対 策 関 係	油脂類等による周辺の水質汚濁、汚染防止には十分配慮すること。 常に現場の清掃を行い、近隣住民等の迷惑とならぬよう努めなければならない。また、工事騒音、振動等に十分注意し、過積載のないようにすること。
安 全 対 策 関 係	労働基準法等関係法令を遵守するとともに、「土木工事安全施工技術指針」を守らなければならない。施工中、夜間における安全対策を十分配慮すること。工事施工にあたっては、必要に応じ交通誘導員を配置し、十分注意し施工すること。
工 事 用 道 路 関 係	工事用車両の通行経路については監督職員と協議すること。 搬入路として一般道を使用する際に損傷等与えない為に十分留意すること。また損傷等生じた場合は、受注者の責において原型に復すること。
仮 設 備 関 係	設置する仮設構造物等については受注者の責において照査検討すること。工事終了時には、必ず保安施設等を配置し、工事期間中に事故等が起きないように安全対策に努めること。
建 設 副 産 物 関 係	特記仕様書のとおり
工 事 支 障 物 件 関 係	水道、パイプライン、東電、NTT 等の地下埋設物への調査を事前に行い、十分に注意を払い、施工を行うこと。
排 水 工 (濁水処理を含む)	特記仕様書のとおり。変更が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。
そ の 他	現場発生品は、監督員の指定する場所へ運搬すること。 工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。 埋戻等の施工不良が原因による路面沈下が発生した場合には受注者の責任により復旧すること。既設構造物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原型に復旧すること。 関係車両の交通については、法令速度を遵守すること。特に施設周辺は細心の注意を払うこと。 各施設関係者及び各関係機関と密に連絡をとり、関係者に損害を与えないよう十分配慮すること。